

議案第20号

西海市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

西海市債権管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市債権管理条例の一部を改正する条例

西海市債権管理条例（平成26年西海市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権）」を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条第1項中「税外収入金」を「市の債権」に、「又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、公債権については法第231条の3第1項の規定に基づき、私債権については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第171条の規定に基づき、」を「の定めるところにより」に改め、同条第2項中「納付期限後20日以内に」を削り、「指定し」の次に「た上で」を、「より」の次に「、納付期限後20日以内に」を加える。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第13条の見出し中「督促手数料、督促事務手数料、」を削り、同条中「第9

条から前条まで」を「前2条」に改め、「督促手数料、督促事務手数料、」を削る。

第15条第1項中「施行令第171条の2」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第171条の2」に改める。

第16条第1項中「督促手数料、督促事務手数料、」を削り、同項第5号中「をとった日」を「の対象となった日又は当該徴収停止の措置の対象と市長が確認した日」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(7) 当該債権（非強制徴収公債権については、判例により時効の援用が必要と判断されるものに限る。）の消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用する意思を示さないとき。

第16条第3項中「これ」を「規則に定める事項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の西海市債権管理条例第9条又は第10条の規定により発生した督促手数料又は督促事務手数料の徴収、減免及び放棄（西海市債権管理条例附則第2項の規定により、同条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。）及び次項の規定による改正前の西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）第21条の規定により発生した督促手数料の徴収については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

(西海市税条例の一部改正)

- 3 西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(西海市奨学資金貸付基金条例の一部改正)

- 4 西海市奨学資金貸付基金条例（平成28年西海市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

新旧対照表

西海市債権管理条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市債権管理条例</p> <p>平成26年12月19日 西海市条例第23号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>第6条及び第7条 削除</u></p>	<p>西海市債権管理条例</p> <p>平成26年12月19日 西海市条例第23号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権 <u>(消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権)</u> をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) <u>(滞納者に関する情報の共有)</u></p> <p><u>第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、第8条から第16条までの規定に基づく措置、処分、催告、権利</u></p>

新	旧
<p>(督促)</p> <p>第8条 市長は、<u>市の債権</u>について納付期限までに債務を履行しない者があるときは、<u>法令の定めるところにより督促</u>しなければならない。</p>	<p><u>の放棄等（以下「措置等」という。）を行おうとするときは、その措置等に係る債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る情報のうち、次に掲げるものを、同一の執行機関内において利用し、他の執行機関に提供し、又は他の執行機関から収集することができる。</u></p> <p>(1) <u>氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先その他の当該債務者と連絡をとるために必要な情報</u></p> <p>(2) <u>西海市の各債権における滞納の有無及び納付状況</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、法令又は条例に基づき利用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。</u></p> <p><u>(不納欠損額の見込み)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、市の債権について、不納欠損額の見込みを把握するよう努めなければならない。</u></p> <p>(督促)</p> <p>第8条 市長は、<u>税外収入金</u>について納付期限までに債務を履行しない者があるときは、<u>法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、公債権については法第231条の3第1項の規定に基づき、私債権については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」と</u></p>

新	旧
<p>2 前項の規定に基づく督促は、<u>納付の期限を指定した上で</u>、督促状を 発する方法により、<u>納付期限後20日以内</u>に行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>第9条及び第10条 削除</u></p> <p>第11条及び第12条 (略) (延滞金又は遅延損害金の減免)</p> <p>第13条 市長は、債務者が指定された納付期限までに債務を履行しなかつたことについて、災害その他特別なやむを得ない事由があると認められる場合においては、<u>前2条に定める延滞金又は遅延損害金の一部</u></p>	<p>いう。) <u>第171条の規定に基づき、督促しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定に基づく督促は、<u>納付期限後20日以内に納付の期限を指定し、督促状を発する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 (略) <u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第9条 市長は、法第231条の3第2項の規定に基づき、公債権に対する督促手数料として、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収することができる。</u> <u>(督促事務手数料)</u></p> <p><u>第10条 市長は、私債権に対する督促に関し、督促手数料に相当する事務手数料として、督促状1通につき100円の督促事務手数料を徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により徴収する督促事務手数料について、各債権における契約書、処分通知その他の契約行為を結ぶための書類に督促及び督促事務手数料に関する説明を記載するものとする。</u></p> <p>第11条及び第12条 (略) <u>(督促手数料、督促事務手数料、延滞金又は遅延損害金の減免)</u></p> <p>第13条 市長は、債務者が指定された納付期限までに債務を履行しなかつたことについて、災害その他特別なやむを得ない事由があると認められる場合においては、<u>第9条から前条までに定める督促手数料、督</u></p>

新	旧
<p>又は全部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(非強制徴収公債権及び私債権の強制執行等)</p> <p>第15条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権に係る督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)</u>第171条の2の各号に掲げる強制執行等の措置をとらなければならない。ただし、施行令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとる場合又は施行令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(権利の放棄)</p> <p>第16条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、法第96条第1項第10号に定める権利の放棄の議決に関する除外規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る延滞金又は遅延損害金の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置の対象となった日又は当該徴収停止</p>	<p><u>促事務手数料、延滞金又は遅延損害金</u>の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(非強制徴収公債権及び私債権の強制執行等)</p> <p>第15条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権に係る督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、<u>施行令第171条の2</u>の各号に掲げる強制執行等の措置をとらなければならない。ただし、施行令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとる場合又は施行令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(権利の放棄)</p> <p>第16条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、法第96条第1項第10号に定める権利の放棄の議決に関する除外規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る<u>督促手数料、督促事務手数料、延滞金又は遅延損害金</u>の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過し</p>

新	旧
<p>の措置の対象と市長が確認した日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(6) <u>債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。</u></p> <p>(7) <u>当該債権（非強制徴収公債権については、判例により時効の援用が必要と判断されるものに限る。）の消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用する意思を示さないとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定により非強制徴収公債権及び私債権の権利を放棄したときは、<u>規則に定める事項</u>を議会に報告しなければならない。</p>	<p>た後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定により非強制徴収公債権及び私債権の権利を放棄したときは、<u>これを議会に報告</u>しなければならない。</p>

(附則第3項) 西海市税条例の一部改正

新	旧
<p>西海市税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第56号</p> <p>第1条 (略) (用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>第3条～第20条 (略)</p> <p>第21条 <u>削除</u></p> <p>第22条～第151条 (略)</p>	<p>西海市税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第56号</p> <p>第1条 (略) (用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>第3条～第20条 (略) <u>(督促手数料)</u></p> <p>第21条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>第22条～第151条 (略)</p>

(附則第4項) 西海市奨学資金貸付基金条例の一部改正

新	旧
<p>西海市奨学資金貸付基金条例</p> <p>平成28年12月22日 西海市条例第42号</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>西海市奨学資金貸付基金条例</p> <p>平成28年12月22日 西海市条例第42号</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p><u>(督促事務手数料及び遅延損害金)</u></p> <p>第19条 <u>市長は、奨学生又はその連帯保証人が正当な理由がなく奨学金の返還を遅滞したときは、西海市債権管理条例（平成26年西海市条例第23号）第8条の規定により督促を行い、同条例第10条及び第12条の規定に基づき督促事務手数料及び遅延損害金を徴収することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の西海市債権管理条例第9条又は第10条の規定により発生した督促手数料又は督促事務手数料の徴収、減免及び放棄（西海市債権管理条例附則第2項の規定により、同条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。）及び次項の規定に

よる改正前の西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）第21条の規定により発生した督促手数料の徴収については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

（西海市税条例の一部改正）

3 （略）

（西海市奨学資金貸付基金条例の一部改正）

4 （略）